

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

翻刻『周易八卦最極表抄』(和泉郷土文庫蔵)

『宣明曆交蝕私記』(同)

深 沢 徹

本稿は、和泉郷土文庫の所蔵になる曆関係の資料二点を、翻刻紹介するものである。二点の資料とも表紙に「外題はない。しかし本文中に、それぞれ「周易八卦最極表抄」(第六面)、「宣明曆交蝕私記」(第十七紙裏)の注記がみえることから、その本来の書名を知ることができる。両資料とも、保存状態が極めて悪く、後代の落書きやページの脱落、用紙の剥落や虫食いなどもあって、判読不能の部分がかなりある。

現在、大阪府堺市豊田の「小谷城郷土館」に収蔵されているこの資料は、元は和泉市舞町(昔の舞村)の藤村家が伝えたものである。この資料を、他の曆関係の資料とともに、藤村家の当主から譲りつけた経緯について、「小谷城郷土館」の館長であった先代の小谷方明氏は、自ら次のように書いている。

私が初めて舞村の藤村という曆を出した家を訪問したのは、昭和一〇年頃であったと思う。まだ第二次世界大

桃山学院大学人間科学 No. 34

戦の始まっていない頃だったから私の二七・八歳の頃である。当主の藤村義正氏が元気な頃で、何でも大坂で「ほろたい」の製造をしていると聞いた。

息子さんの義一さんが海軍将校になっているとか聞いた。二度三度訪問するうちに義正さんも私の家へ訪問されるようになった。私と義正さんとは心安くなったので（当時六〇歳位か）、舞暦についても座敷に上がって下さって何でも話して下された。当時、床の間に「天照皇太神宮」の軸がかけてあり、その前にこものかけた机があって神と玉に入れた水が供えて、被いに使う品などもあったので、この家はご祈禱する家（いなりさげ）かと思っただ。そこで床わきの袋戸棚から古写本や版木など出して見せて頂いたが、必ずしも整理されておらず、仏間の隅などからも版木を出して来られたが、舞暦については、古いことはほとんど何も知っておられなかった。床の間に、琴箱のようなものがあつたので、これはなんですかと聞いたら、中をあけて見せて下さって、狐つきのひとをご祈禱して狐を追い出す時に用いる弓とかぶら矢の入った箱であつた。弓に弦を張って、ピンピンと爪弾きすると狐が出て行くというのである。

そのときの話が、次の機会だったか忘れたが、版木や古文書とそれから屋敷内に鎮守さんがあつて、その鎮守の前に鳥居があり、そこにあつた額だという「三光宮」という額を「あなたの文庫に寄贈しよう」といわれ、頂いた。三光とは日、月、星で、これが暦を作る時の主神である。弓箱もやろうというのであるが、当時自転車に乗って行ったので改めて頂きに参りますと行って、古文書版木だけを頂いて帰った。（傍点は引用者）

このときもらい受けた「古文書」が、『周易八卦最極表抄』であり、『宣明曆交蝕私記』であつたと思われる。なお、そのさい同時に譲られたとされる屋敷神の「三光宮」の額は、現在「小谷城郷土館」の収蔵品の中に見当たらないと

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

のことである。

知られるように、舞村の藤村家は、江戸時代中ごろまで「曆づくり」をなりわいとする家の一つで、いわゆる「和泉曆（舞曆）」の発行元であった。この件に関しては、渡辺敏夫『日本の曆』（雄山閣 1976）に詳しい。藤村義彰『伝説信太の森 うつらみ葛の葉』（宗教文学研究会 2000）は、あとを嗣いだ当主自らが藤村家の歴史を振り返った、貴重な証言集である。なお筆者も、かつて「吉備大臣入唐・外伝」「こよみ」をめぐる中世のモノガタリ」（物語研究会編『書物と語り』 若草書房 1998）という一文で、「和泉曆」について触れたことがある。

* * *

ということ、まずは『周易八卦最極表抄』の方から見っていくことにする。この本は経巻のような「折本」形式で、本文墨付き十二面。加えて冒頭と末尾の部分に三・四面の白紙のページがあり、そこに後代のものと思われるいくつかの書き込みがある。

書き込みのうち最も年代の古いものとして、「甲子 享保十九年（1734） 泉州泉郡信田藤村右京 同平内 十二月吉日」とあるのが注目される。その書き込みは冒頭部分の第四面に記されている。ただし、本文の字体・墨色とは明らかに異なって、流麗な草書体である。本文はというと、濃い墨色で、きちつとした楷書体で書かれており、また途中には、「伏犧」と「神亀」を描いた怪異な図像二点が挿入されている。おそらくは、禅宗系か真言系の僧侶の手によるものであるう、その古色蒼然とした書体の趣は、この本の書写年次が、室町末期か、少なくとも江戸初期は下らないことを示している。

表紙裏の一面には、さらに別に「宝曆九歳（1759）」の年記、及び「泉州信太住 藤村克政」ほか四名の名前が、いささか拙い字体で書き込まれている。

桃山学院大学人間科学 No. 34

日本における暦の変遷

暦名	製作者	施行年時	使用年数
元嘉暦	何承天	持統天皇 4(690)	7
儀鳳暦	李淳風	文武天皇 1(697)	67
大衍暦	一行	天平宝字 8(764)	94
五紀暦	郭献之	天安 2(858)	4
宣明暦	徐昂	貞観 4(862)	823
貞享暦	渋川春海	貞享 2(1685)	70
宝暦暦	安倍泰邦	宝暦 5(1755)	43
寛政暦	高橋至時	寛政10(1798)	46
天保暦	渋川景佑	弘化 1(1844)	29
グレゴリオ暦		明治 6(1873)	現在に至る

図表「日本における暦の変遷」に示されるように、近世江戸期には、貞享二年(1685)・宝暦五年(1755)・寛政一〇年(1798)・天保十五年(1844)と四回、改暦が行われている。二度目の改暦に当たる宝暦五年の際に、この藤村家から二名の者(大和・豊前)が、近世陰陽師の総元締めであった京都の土御門家に出仕し、天文観測などに従事して、そ

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

の改曆作業の手伝いをしたことが知られている。

それとの関連であろうが、『周易八卦最極表抄』の最末尾には、これも本文とは別筆で、「正四位晴明朝臣 元祖 日本第一天文博士 京都土御門正三位安部泰邦 江戸役人 門人 渋川図書光供」なる書き込みがある。ここに名前の拳がついている安倍泰邦は、幕府天文方に替わって宝暦五年の改曆を主導した、当時の土御門家の当主である。また渋川光洪は、渋川家の五代目を嗣いだ安井六蔵則休の実弟で、寛延元年（1748）に兄則休が急死したため、それに代って、幕府天文方の責任者として、宝暦改曆にたずさわった人物である。

おそらく、宝暦五年の改曆作業のなかで、その功績を認められた藤村家の当主が、土御門家に伺候のため上京していた渋川光洪に、この本の鑑定を求めたのであろう。これは、その際の「極書（鑑定書）」かと思われる。では、この『周易八卦最極表抄』には何が書かれているのであろうか。

前半は、『易』の八卦の起源が述べられる。龍や亀などの霊獣が、神聖な凶版を背に黄河や洛水の中からあらわれたとする「河図洛書」の伝説が紹介され、それがやがて日本にもたらされ、人々の運勢占いに応用されていく経緯が、漢文形式で書かれている。

さらに中国梁代の宝誌和尚が作ったとされる、日本の未来を予言した「野馬台詩」や、遣唐使として中国に渡り、それを日本にもたらした奈良時代の漢学者吉備真備の逸話が語られている。また、生まれ年による寿命の違いが示されたりもする。

後半は、干支の「甲子」で始まり、「癸亥」で終わる六十年を、「一元」の単位とし、それぞれ上元・中元・下元として、三元百八十年を区切りとする時間区分が記される。それは聖武天皇の神龜元年「甲子」の歳に始まり、二代將軍秀忠の元和九年「癸亥」の歳で終わっている。

桃山学院大学人間科学 No. 34

元和九年の次の歳が「甲子」で、改元されて寛永元年(1624)となる。くしくもこの時期、將軍の代替りがあった、三代家光の治世が新たに始まるうとしていた。本書に「寛永」の年号は記されていない。記されていないが、おそらくは「甲子」の歳の「寛永」への改元を根拠付け、新たな政權の登場を必然のものとして説明するため、この本は書かれたものと思われる。「易」の八卦の由来について述べた前半の記述も、そのための論拠として挙げられたものであろう。だとするとこの本の成立は、「寛永」年間と推定される。

* * *

次に、『宣明曆交蝕私記』について見ていきたい。『宣明曆交蝕私記』は袋とじの冊子本で、三十五頁にわたって本文が記されている。ただし巻頭と末尾の部分が脱落し、表紙も奥書も確認できない。

とはいえ、先代館長の小谷方明氏が書き残した文章によれば、昭和四十一年の時点では、まだ、最後の頁に「昔、寛永十一年(1634)甲戌七月吉日 泉州信太 勝政」の文字が読み取れたらしい。現在では痛みがひどく、「寛永十一年甲戌七」の文字の部分以外は剥落して判読不能であるが、その書体は、本文と同筆である。だとすればこの本は、泉州信太の「勝政」なる人物によって、寛永十一年に書写されたものと推測される。つまりは、先に見た『周易八卦最極表抄』と、その成立時期が重なってくるのである。

両資料の成立に深く係わったと思われる、この「勝政」なる人物について、小谷方明氏はまた、次のように記している⁽³⁶⁾。

小谷城図書館には私が藤村家からもらいうけた古文書の中に、『宣明曆交蝕私記』という写本がありその巻末に「寛永十一年(一六三四年)甲戌七月吉日 泉州信太 勝政」と記している。恐らく勝政が、月蝕研究の為にこの写

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

本をしたことと思われる。

他の一冊『周易八卦最極表抄』という写本の終わりに中元、下元の年号が記されているが、神龜元年甲子(七
二四年)中元始として、以下年号を追い元和元年(一六一五年)以下欠となっているが、この元和寛永時が勝政
の曆法研究としている時代ではないかと思われる(下略)

著者不明ではあるが、同じく寛永の頃に『宣明曆』と題する刊本があり、その附記として「宣明曆交蝕私記」(惠範
撰 国会図書館蔵の応永二〇年写本あり)の名が見える。これは、日月星辰が互いに接近して「蝕」の現象が起こる
その日時を定めるため書かれた本であり、今回の翻刻本文は、その一部を抄出書写したものと思われる。

第十七紙裏に「宣明曆交蝕私記 三卷之内」の表記が見えるので、もとは三卷あったものかと思われる。残念なが
ら現存するのは、前半部分を欠いた「日蝕之卷」の一部と、「月蝕記」とだけだが、そこには、「和算」と呼ばれた当
時の数字や「曆数」の知識がなければ、到底理解できない複雑な数式が、事細かに漢文で書き込まれている。「曆」を
つくる際に、それらの天体現象をあらかじめ予知し、「曆注」として書き入れる必要があったからであろう。ちなみ
に寛永十一年二月十五日には「月蝕」が、同じく三月二十九日には「日蝕」のあったことが、『オポルツェル食宝典』や
『日本・朝鮮・中国日食月食宝典』などによつて確認できる。

なお、ここで気を付けて欲しいのは、書名の頭に「宣明曆」とあることだ。「宣明曆」は清和天皇の貞観四年(862)
に採用されて以後、八三三年間もの長い期間、使われ続けてきた曆である。一般に「中世」と呼ばれる時代は、この
「宣明曆」が使われていた時期と重なる(日本における曆の変遷 参照のこと)。

泉州信太の「勝政」なる人物が、寛永十一年の時点でこの本を書写したとき、まだ「宣明曆」を基にする曆が使わ

桃山学院大学人間科学 No. 34

れていた。しかし平安の中ごろから八〇〇年以上もの長い間、同じ暦を使いつづけていたら、当然狂いが生じてくる。室町の末には、「天に遅れること二百」と悪口をたたかれ、京と江戸とで日付けが一日ズレてしまつた珍事も出来ていたらしい。

これに危機感を覚えた幕府は、当時第一級の数学者であった二世安井算哲改め、渋川春海に命じて、貞享二年に最初の改暦を行う。中国元代の「授時暦」を参考にしたとはいえ、唐土からもらい受けてきた暦をそのまま使っていた平安期までの暦と違って、これは日本人が自らの手で作った最初の暦である。

したがって貞享暦改暦以後は「宣明暦」ではなく、「貞享暦」が使われるようになる。加えて、先にも述べたように宝暦五年には、二度目の改暦が行われている。したがって『宣明暦交蝕私記』は、すでに廃棄され、使われなくなつた「中世の暦」の面影を伝える、貴重な歴史資料なのである。

* * *

中世の時を刻んだ「宣明暦」の暦は、歴史資料として貴重だと先には述べたのだが、その貴重な「宣明暦」に基づく暦が二点、「和泉暦」として残されている。一点は伊勢の神宮文庫所蔵の万治三年(1660)の暦で、版元は「泉州信太藤村勝政」である⁶⁾。もう一点は、「小谷城郷土館」所蔵の延宝四年(1676)の暦で、版元は同じく「泉州信太藤村勝政」である⁶⁾。ここで名前の挙がっている「藤村勝政」は、寛永十一年に『宣明暦交蝕私記』を筆録した人物と同一人かと思われる。

この「勝政」に着目して、渡辺敏夫は次のように述べている⁷⁾。

小谷氏所蔵の『宣明暦』の写本は藤村勝政が暦本編纂に使用したものであろうが、この最後に「昔寛永十一年甲

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

戊七月吉日 泉信太勝政」とあるから、この写本はこの時写したものである。そうすると泉州曆の起源も案外に、寛永の中頃、勝政にあるかもしれない。
(傍点は引用者)

中世以来、舞村の地には舞大夫や陰陽師が居住していたことは、いくつかの資料から確かめられる⁸⁾。しかし彼らが、いつから曆作りに従事していたのかについての確証は得られない。「和泉曆」の始まりは、渡辺敏夫が言うように「案外に」新しく、寛永期を生きたこの「勝政」なる人物にその起源が求められるのかもしれない。

渡辺敏夫はまた、現存最古の万治三年版の「和泉曆」が伊勢神宮文庫に収蔵されている理由について、「和泉曆」を完成させた勝政が、長年の努力と研鑽の結果を記念し、伊勢神宮に奉納したものでないかとの想定を行っている。特定のある個人の言動により、その後の歴史が大きく方向付けられてしまうことは、いくらもその例がある。そのようにして歴史に名をとどめることとなった優れた人物の一人として、かつて泉州信太に住した藤村勝政なる者の名を記憶にとどめておきたい。

延宝四年の「曆」が発見された際の、面白い逸話が伝えられている。昭和五十四年一月二〇日の毎日新聞に、「幻の「泉州曆」あつた!」「延宝四年」完全な形・日本で古き一番目・ふすまの下張り」との見出しで、その発見の経緯が伝えられた。小谷家でふすまの張替えをしたところ、その下張りに使われていた「曆」を偶然発見し、それが貞享改曆以前の「宣明曆」による曆だったということだ。発見者の小谷方明氏の文章によると、「堺の葉の効書の刷物の一面に張られた中に、たった一枚舞曆の延宝曆が張られて」あつたそうである。

* * *
ところで、宝暦五年の改曆の際には、京の土御門家に出仕して、その功績を高く評価された和泉の「曆」師であつ

桃山学院大学人間科学 No. 34

和泉市池田下町泉財 門林啓三氏所蔵文書 曆一覽

天明 7	1787	南都陰陽師藤村河内
寛政 3	1791	南都陰陽師藤村河内
寛政 4	1792	南都陰陽師藤村河内
寛政 7	1795	南都陰陽師藤村河内
寛政 8	1796	南都陰陽師藤村河内
寛政 9	1797	南都陰陽師藤村河内
寛政10	1798	南都陰陽師藤村庄司
寛政11	1799	南都陰陽師藤村庄司
寛政12	1800	南都陰陽師藤村庄司
寛政13	1801	南都陰陽師藤村庄司
享和 2	1802	南都陰陽師藤村庄司
享和 3	1803	南都陰陽師藤村庄司
享和 4	1804	南都陰陽師藤村庄司
文化 2	1805	南都陰陽師藤村庄司
文化 4	1807	伊勢内宮佐藤伊織
文化 6	1809	伊勢内宮佐藤伊織
文化 7	1810	伊勢内宮佐藤伊織
文化 8	1811	伊勢内宮佐藤伊織
文化 9	1812	伊勢内宮佐藤伊織
文化10	1813	伊勢度会郡山田飛鳥帯刀
文化11	1814	伊勢内宮佐藤伊織
文政 2	1819	南都陰陽師藤村庄司
文政11	1828	伊勢度会郡山田飛鳥帯刀
文政12	1829	伊勢度会郡山田飛鳥帯刀
文政14(天保2)	1831	伊勢度会郡山田飛鳥帯刀
天保 4	1833	伊勢内宮佐藤伊織
天保10	1839	大経師降屋内匠
天保11	1840	大経師降屋内匠
天保12	1841	大経師降屋内匠
天保13	1842	大経師降屋内匠
天保14	1843	大経師降屋内匠
天保15	1844	大経師降屋内匠
天保16(弘化2)	1845	大経師降屋内匠
弘化 4	1847	大経師降屋内匠
弘化 5	1848	大経師降屋内匠
嘉永 4	1851	大経師降屋内匠
嘉永 7	1854	大経師降屋内匠
嘉永 8(安政2)	1855	大経師降屋内匠
安政 3	1856	大経師降屋内匠
安政 4	1857	大経師降屋内匠
安政 5	1858	大経師降屋内匠
安政 6	1859	大経師降屋内匠
安政 7	1860	大経師降屋内匠
万延 2	1861	大経師降屋内匠
文久 2	1862	大経師降屋内匠
元治 2	1865	大経師降屋内匠
慶応 2	1866	大経師降屋内匠
慶応 3	1867	大経師降屋内匠

だが、その後間もなく、京の「大経師」の訴えで、「曆」づくりの権限を取りあげられてしまっ¹⁰⁾。
 「大経師」は京に本拠を置く「曆」の版元で、幕府天文方に直属して全国にマーケット展開していた大手出版業者である。和泉の「曆」師のような弱小勢力が、太刀打ちできる相手ではない。結局、和泉の「曆」師は、「大経師」との市場競争に敗れ、これ以後、衰退の一途をたどる。

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

和泉市池田下町字泉財の門林家は、江戸時代の中ごろから幕末期まで、製粉業を営んで財を築いた。この門林家の所蔵文書のなかに、当時使われた「曆」が大量に含まれている。その曆を年代順に整理することにより、この地域の曆の変遷が明らかとなった¹⁾。

図表「門林啓三氏所蔵文書 曆一覽」に見るように、最も古いのは天明七年（1787）の「南都曆」である。金権政治で有名な、あの田沼意次の時代だ。松平定信による「寛政の改革」が、その後に続く。定信は改革の目玉の一つとして、寛政一〇年（1798）に、三度目の改曆を行っている。その間、「泉財」の門林家では、もっぱら「南都陰陽師藤村河内」及び「藤村庄司」を版元とする「曆」を使っている。

和泉の「曆」師は、京の土御門家の配下として、「大和」・「豊前」・「上総」などの受領名を代々名乗ってきた。また、全国に広がる同業者のネットワークを通して、外の世界との行き来を盛んに行っていた。同じ藤村姓を名乗る「南都（奈良）」の陰陽師集団との結びつきは特に強く、その間は緊密な婚姻関係で結ばれ、本家と分家の関係にもあったようだ。「大経師」によって「曆」づくりの権限を取り上げられて後も、おそらく南都陰陽師との関係から、その和泉「出張所」のような役割で、この地域で「曆」の販売を続けていたらしい。

文化四年（1807）に何があったのか。この歳から門林家の「曆」は「伊勢曆」に替っている。「檀那場」と呼ばれた曆販売のこの地域での独占権を、おそらくは伊勢の「御師」に、売り渡してしまったのであろう。ちなみに文政十三年（1830）には、「おかげまいり」の大流行があった。和泉の「曆」師は、お伊勢さまの威光の前に屈服し、こうして地元市場を、完全に乗っ取られてしまったわけである。

天保一〇年（1839）以降に何があったのか、これまた分らない。ここでは、「伊勢曆」から、さらに「大経師曆」へと、その「檀那場」の権利が移っている。ちなみに天保十五年（1844）には、江戸時代最後の改曆が行われている。

桃山学院大学人間科学 No. 34

和泉の国の小さな集落を舞台にくりひろげられた、暦をめぐるこうした熾烈な市場争いを見ると、まだまだ掘り起こされるのを待っている、地域の歴史と伝統の、隠された「層」の厚みを感じられるのである。

(九十二)

- (1) 小谷方明「舞暦について」(一九七二年十一月三日草稿、小谷城郷土館蔵)。
- (2) 宝暦三年九月三日土御門家文書(『和泉市史』 1965)。
- (3) 小谷方明「和泉暦について」(『左海民俗』 1973・1/2)。
- (4) 「食」現象についての当時の推算方法については、渡辺敏夫『近世日本天文学史(下)』第八章「日食と月食」(恒星社厚生閣 1987)に詳し。
- (5) 渡辺敏夫『日本の暦』(雄山閣 1976)。
- (6) 「宣明暦」に基づく地方暦の最古の作例は、足利学校所蔵の長享二年(1488)版「三島暦」である。
- (7) 渡辺敏夫「再び泉州暦について」(『日本天文研究会報文』第三卷二号、1972・6)。
- (8) 『和泉市史』(1965)所収の、慶長九年(1604)「舞村差出帳」に見える。
- (9) (1)に同じ。
- (10) この事件の背景には、販暦を許された近世的な商工業者と、賦暦しか許されない土御門家配下の陰陽師の中世的な民間宗教者との、社会的位置付けの違いがあった。
- (11) 門林家の暦調査にあたっては、和泉市教育委員会文化財振興課の灰掛薫・森下徹両氏の便宜を得た。

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

【参考文献】

- 佐藤政次『日本曆学史』（駿河台出版 1965）
桃裕行『曆法の研究（上・下）』（思文閣出版 1990）
歴史民俗学研究会編『歴史民俗学25 特集・陰陽師の末裔たち』（批評社 2006・8）
藤村義彰『伝説信太の森 うらみ葛の葉』（宗教文学研究会 2000）
深沢徹編『兵法秘術一卷書 簾簾内伝金烏玉兔集 職人由来書』（現代思潮新社 2004）
渡辺敏夫『日本の曆』（雄山閣 1976）

本稿作成にあたって、貴重な資料の翻刻をお許しいただいた小谷城郷土館館長の小谷寛氏および学芸員の森村紀代氏に対し、この場を借りてお礼申し上げます。

桃山学院大学人間科学 No. 34

【周易八卦最極表抄】

〔二面〕(表紙裏／本文とは別筆／落書きか)

(宝曆九歳)

宝曆九歳

泉州信太住

(住 藤村克政(花押))

(尾 登 松)

(泉州信太)

藤村克政(花押)

家代々

藤村豊前

藤村右京

藤村豊前

藤村右門

先拘金物卜占也

春夏秋冬四季之

〔三面〕

〔蔵印／判読不能〕

〔四面〕

〔白紙〕

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

〔五面〕(本文及び二面とは別筆)

子甲 享保十九年

〔蔵書印〕

和泉郷図書館蔵書印 34021

泉州泉郡信田藤村右京

同平内

十二月吉日

〔六面〕

周易八卦最極表抄

維八卦之、有用文、天地陰陽之道理卷」

法然、無作之、覚体也。故、非此法、何法可覚」

通文卷。以此、「面天之、文殊、天下、結衆生化」

度、末世之、為調法、定置給。爰亦、龜卦」

蒞田之番、申、普賢薩埵、自返作、卦中、算」

卦 八方、卦算、開隨算、卦木無明之、顯」

覚体、故此番、弘結事、伏犧氏皇、言説也。」

〔七面〕

然此番、弘結所、天国天照宝前之。番作鈎」

教、龜光、国々満、故、重而、氏皇、尋給時、龜」

* 文殊 獅子に騎上し釈迦の左に侍す。智慧をつかさどるとされ、インド起源の仏教占星術を概説した『文殊宿曜經』の作者に擬せられる)

* 普賢菩薩 文殊と対となり、白象に騎上し釈迦の右に侍す。理知・慈悲をつかさどる)

* 伏犧 中国伝説上の帝王の名。はじめて民に漁獵・牧畜を教え、八卦を描き、文字を作ったとされる)

* 真河 中国伝説上の伝説を云う。昔、中国の伏犧の世に、黄河から出た龍馬の背に「易」の卦のものと成った聖なる図版が描かれてあった。また夏の禹が洪水を治めたとき、洛水から現われた靈龜の背にあった聖なる図版によって「洪範」が作られた)

桃山学院大学人間科学 No. 34

出、南、離、坤、兌、乾、坎、艮、震、巽、鳴、故、離中、
断、作、離卦、為上断。其時、普賢、善巧、為、
助仏、方便、説給、其時之、言大日之、秘密言、
卦、算、能中之、説、十方三世仏、皆是為衆生、
卦算竹生山云、

* 離、巽、易の八種の卦

八卦相伝曰、

* 竹生山 琵琶湖北部の竹生島神社の神宮寺であつた宝蔵寺の僧侶が伝えた真言系の易占か)

〔八面〕

一 四天王八卦 二 天心五姓八卦 三 皇帝
八卦 四 地陽八卦 五 龍説八卦 六 天門八卦
七 心陽八卦 八 陰之八卦 是也、

八卦、三繩之。『根源』曰、天空地也、神人仏也、法報心、
運食座、空仮中、過現未世、父我母也、

* 吉備真備 遣唐使として唐に学び「大衍曆」をもたらしした)

凡八卦者、吉備大臣、真保朝臣、見唐使、在渡唐、
時、宝志和尚、野馬台讖文、綴出、日本、三社神、
来得通力、吉備大臣、明説之給、其時、自和、

* 宝誌 中国梁代の僧。予言をよくしたと伝えられる)
* 野馬台讖 宝誌が作ったとされる日本の未来を予言した詩。吉備大臣入唐絵巻にその伝来の経緯が示される)

〔九面〕

尚『九宮経』伝、自夫、八卦日本伝来也、
伏犧命起、自天元甲寅、至本朝、

* 九宮経 未詳。日月五惑星に羅喉・計都二星を加えて九曜もしくは九執といふ。曆算書に『九執曆』がある)

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

承元四年庚午^三、
積二百七十六万^七

(伏犠圖像)

* 承元四年(1210、土御門帝の年号)

一千六百三十七年也。」

〔十面〕

(龜甲圖像)

〔十二面〕

一、陰陽八卦之法、吉備大臣、真保朝臣、伝之。」

『九宮經』曰、天地開闢、降来、上元甲子、至日、

本神龜元年甲子、六万一千六百七十二年」

* 神龜元年(724、聖武帝の年号)

及也。三元百八十年、為一周来。愚者多、精者」

難弁之。文元生計、治安三年癸亥、下元畢、」

* 治安三年(1023、後一条帝の年号)

上元甲子、自万嘉元年、始入也。『周經』曰、」

* 万寿元年(1024、同)

上元甲子、一宮起、中元甲子、四宮起、下元甲子、」

七宮起。嘉吉三年癸亥、上元畢、文安元年」

* 嘉吉三年(1443、七代將軍足利義勝の時の年号)

* 文安元年(1444、同)

桃山学院大学人間科学 No. 34

〔十二面〕

甲子、始入中元也。文龜三年癸中元終、永正元年

甲子、始入下元、永祿六年癸亥、下元之畢、

永祿七年甲子、始入上元也。」

一、八卦之序云在、天八卦、因緣、昔伏羲氏

皇曰、臨河、釣魚時、即得一龜、背在文字

見之、顯五姓之吉凶、具備卦、次第、六十四

卦之綱也。尋見一毫、不謬説云、「或經」曰云、

普賢薩埵、自誓云、我末代而作大龜、背

〔十三面〕

上負、五姓吉凶、出現於世々、斯当、能々可秘

密也。朝日向南、夕日向北、可求玉女者也。」

一、四天王八卦者多聞持國廣目是也。一、天心五星八

卦、東方歳色星主、南方熒惑星主、西方

大白星主、北方辰星主、中央鎮星主、三、皇

帝之八卦者、泰王帝、皇帝、少昊帝、顓

頊帝、高辛帝、唐堯帝、虞舜帝也。」

四、地陽八卦者、曠漢風卦、條風卦、清明風、

* 文龜三年1503、十一代將軍足利義澄の時の年号

* 永正元年1504、同

* 永祿六年1563、十三代將軍足利義輝の時の年号

* 玉女如意輪觀音の变化身のひとつで、僧侶の愛欲を鎮めるため、觀音が「玉女」として現われ、極楽往生へ導くことされた

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

〔十四面〕

明庶風卦震、景風卦離、涼風卦坤、閭闔風卦兌

木周風卦乾也。五、龍說八卦者、麟風、龍馬、

玄龜、白虎、是也。六、天門八卦者、馬頭、火神、

閭闔天、赤門、是也。七、心陽八卦者、上、六、

月陽也、下、六月陰也、上陰、下陽共、曰之八、

陰八卦者、今世伝八卦、是也。」

一、日本、聖武天皇之時、大唐梁之、武帝之時、

在、子細也。天文九年庚子年、上中下之、

〔十五面〕

輕重定也。上始人者、九十八歳也、中始人者、

甲子九十七歳也、下始人者、甲子三十七歳也。」

亦從、甲子、上還、中段、下段、如是也。上中下、

共、合百八十年、為一周來。男女六段十五事、

輪八卦、可心得、上男、中男、下男、上女、中女、

下女、替在之。鬼国先生、手程圖、山々、周易、

秘密也。從一卦、得八卦、八々六十四卦也、弥、

踊越、心得八卦之、輪合、可知也。」

* 天文九年 1540、十二代將軍足利義晴の時の年号)

* 鬼谷先生のことか名は王詡『鬼谷子』の作者とされる。河
南省の鬼谷にいたので鬼谷先生と呼ばれ
張儀・蘇秦等に学んで縦横家の説を伝え
る)

桃山学院大学人間科学 No. 34

〔十六面〕

一、神龜元年甲子中元始 延暦二年癸中元終

延暦三年甲子下元始 承和十年癸亥下元終

承和十一年甲子上元始 延嘉三年癸亥上元終

延嘉四年甲子中元始 應利三年癸亥中元終

康保元年甲子下元始 治安三年癸亥下元終

万寿元年甲子上元始 永保三年癸亥上元終

応徳元年甲子中元始 康治三年癸亥中元終

天艱元年甲子下元始 建仁三年癸亥下元終

〔十七面〕

元久元年甲子上元始 弘長三年癸亥上元終

文永元年甲子中元始 元享三年癸亥中元終

正中元年甲子下元始 永徳三年癸亥下元終

至徳元年甲子上元始 嘉吉三年癸亥上元終

文安元年甲子中元始 文龜三年癸亥中元終

永正元年甲子下元始 永祿六年癸亥下元終

永祿七年甲子上元始 元和九年癸亥上元終

* 延喜三年(903、醍醐帝の年号)

* 応和三年(963、村上帝の年号)

* 康治三年癸亥(1143、鳥羽院政期の近衛帝の年号)

* 天養元年(1144、同)

* 永徳三年(1383、後小松帝の北朝年号)

* 至徳元年(1384、同)

* 元和九年(1623、三代将軍徳川家光の時の年号。翌年には寛永に改元される)

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

〔十八面〕

（落書き多数あり）

〔十九面〕

（落書き多数あり）

〔二十面〕（本文とも、また二面とも五面とも別筆）

天子貴人

正四位晴明朝臣 元祖

日本第一天文博士家 京都土御門正三位安部泰邦

江戸役人

門人 洪川^{*} 函書光^マ 供^マ

（落書き／神道教導職 試補中尉）

* 安倍泰邦^{ニニノミヤ}、宝曆改曆の際に、幕府天文方に奪われていた改曆の実権を取り返した。

* 洪川光洪^{ニニノミヤ}、幕府天文方の責任者として宝曆改曆にたずさわった。

桃山学院大学人間科学 No. 34

【宣明曆交蝕私記】

〔二表〕

乘ス之、以テ交数ノ二千五百七十三不尽 千二百

八十七以上、
収レ、加商以商ラ、置入交 余、随其朔ノ入

曆ニ、乘ハ減シ、関ハ加ヘ、為ス入交定日及余秒ト、准加減ノ法

〔傍注〕 但新作ノ乘間也 但上ノ商ヲ加ヘ減スル也

求月行人陰陽曆 五段

其、入交定日及余秒、若中日十三小余五千

秒三千二百五十六已下者、直ニ、為月行人

已上者、去ル 日及余秒ヲ、残ヲ為

〔二裏〕

減シ、小余不足者、
依法ニ解之可用

曰、中日以上之時、以中日數ヲ、直減シテ、猶有
レ余、亦減ス中日之數ヲ、以残ヲ、月行人陰曆トス

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

求入蝕限交前後分 六段

其、月行、入_二陰陽曆_一、前准_{シユン}日大_二十二小余_一四

千五百五十四秒千五百十二已上_ト与、後准日、

大一小余千三百卅七秒千七百四十四已下_ハ、為_二

入蝕限_ト、此外、不_レ求蝕也、經日、朔入蝕限、月_キ在_二陰

〔二表〕

曆_ノ、則_二キンハ_一、日蝕_々、然者、月、陽曆之時者、其朔、

雖入_二蝕限_一、不蝕也、私曰、陽曆之時、猶有秘術、去_テ交定分之時_ヲ、可_レ入_二蝕限_一

入蝕限、若_シ後准已下_ハ、直_ニ、為_二交後分_一、若、前准

以上者、置_キ中日ノ及余秒_ヲ、以_テ蝕限_ヲ、減_ス之_ヲ、私曰、其時ノ

月行、入_二小余秒不足之時、解法_ヲ、如上_ノ、亦、蝕限、更_ニ數_ニ減_之、不_レ過_二中日_一也、秒不尽五千已上_ハ、収_一、自是無秒

前分_ト、若有_二ラハ_一大余者、解_キ統法_ニ、加小余_ニ

或說_ニ云、交分過_二統法_一之時、不_レ蝕_々、算道_ニ執_{トル}之_ヲ、当家之說也

〔二裏〕

*当家之說 曆算家賀茂家の説という意味か

桃山学院大学人間科学 No. 34

事、不可用之」

求時差 七段」

從_二其朔之入氣ノ日之日入ノ辰刻、_一日ノ出入ノ辰刻分ハ

十一ヲ、令別ノ秒之左ニ、_一見ヨ本經立成第」
注スナリ、秒不用也、_一イタツテ、距_二午正ノ刻、四刻十四分ニ、累加シテ

之ヲ、先、置日入刻分ノ、次々、逆ニ毎時累加シテ八刻并

累加之時分、滿ハ八十四ニ者、加刻ニ、亦、分四十二已上、
收一、加刻ニ也、四十二以下、不用」

所_レ得、為_レシテ法ト、當_二除百四十七ヲ、商ヲ為_レ時差ト、

〔三表〕

不尽半法已上收一
法算半也、半已下、不用」

求初未率 八段」

其、定朔小余、若、四千二百已下者、以是、減_二ス半」

*本經立成「言明曆立成」のこと。「立成は
図表の意」

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

統法四千二百、以殘、為初率、若、已上者、以
半統法、減定朔小余、以殘、為未率

求蝕定小余 九段

以時差、乘之、以刻法八十

〔三裏〕

法已上、収一、亦、実算、或不及刻法者、
唯半法四十二已上者、収一、已下者、去之

商、若、初率、以是、減定朔小余、若、未率、
者、其商一倍、以加定朔小余、而為蝕定小余

求蝕甚加時 十段

置蝕定小余、以辰法七百、除之、
蝕定小余、辰法
已下者、無辰

商為辰數、置不尽、以刻

法八十四、除之、
若、除之、不足者、即、初刻也、
只分之得ル事中、商ヲ初刻トス、分斗シルス

桃山学院大学人間科学 No. 34

〔四表〕

商ヲ為刻数ト、不尽ノ為分ト、更ニ加四刻十四分ノ、
若、滿八刻并八分ニ者、減之、以テ辰数、從子、命テ之ヲ、
加辰数一ヲ也
算外、為ス加時辰刻分ト、從子、命之ト云ハ、一八
且ニ万等

求氣差加減定数 十一段

隨テ其人氣ニ、自日出ノ辰刻分、
見立、成也
距午正四
イタル

十四分之刻数ニ、
是ハ時差之法、算ト同之、自
日出、距ル午正、亦、自日

同之故也、今、自日出、累加者、光
分、而、減ス其朔日出ノ辰刻分ノ、若

〔四裏〕

於八十四、加テ分ニ、減之也、而、置殘毎時
八分ヲ、距ル午正前四刻十四分ニ、若、分滿

者加刻ニ、亦、分半四十二
収一、加刻ニ、半以下ハ、棄ツ之ヲ、
以此ヲ、除ス其朔ノ

入氣ノ日ノ下之氣差ヲ、
不尽半法以上、収一也、春
分秋分ノ初日ハ、元氣差、仍

不推氣差之定数ヲ、氣差ハ、所得、為シテ法ト、亦、更ニ
出本經立成第十四ニ也

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

自^二加時ノ刻分、距^二午正之刻数^一、以^レ是^レ、為^レ実^ト」
若、加時在午正以前^二者、以加時刻分ノ、減ス八刻
并八分^一、以殘^レ、毎時累加ハ、八刻并八分ヲ、至^レ午正^一
四刻十四分也、若、加時、在八午正以后^二、置加時^一
刻分ヲ、毎時累加八刻并八分ヲ、距^レ午正ノ四刻十^一」

〔五表〕

四分^二也、而、或ハ加刻^一、或ハ解刻^一、滿ハ法^二加之^一、或ハ不足者ナラハ
解法^一、并^三、半法已上^一、収^一、如常、亦、若加時、在八午^一
時ノ内^二者、正前^レナラハ者、以テ加時ヲ、減若四刻十四分、午正
以後^二有^レ者、以テ四刻十四分ノ、減ス加時ヲ、各、用テ其殘ヲ^一
而、或ハ分、滿ハ刻法^二者、加刻数^一、減ル^レ之、分不足^レナラハ者、解
法ヲ、并、半法已上、収^一、如常、亦、或ハ加時午正相
去、不^レ成刻^一、并、半刻已下者、為^レ無実、但、用本経^一
之氣差ヲ、為^レ定数^ト也」

然後^二、法^一ニテ実ト相乗^レテ、以^レテ所得^一、減^レ其朔ノ之氣差^一、

氣差小^レハ者、以少減多、然者、亦、加減可^レ及歟、
所^レ習氣差、減^レ之不足^レナラハ者、無^レキ氣差也」

定数^ト、春分ノ後、陰曆^{ナラハ}者、号^ス加^一」

〔五裏〕

者、号^ス減^レ定数^ト、秋分ノ後、陰曆^{ナラハ}者、

〔号〕減^レ定数^ト、陽曆^{ナラハ}者、号^ス加^レ定数^ト、口伝曰^一」

桃山学院大学人間科学 No. 34

気差有「午正以前、則八氣八刻并八分置、以時
刻分、減之、次二八刻并八分充累加、而至正」
前四刻十四分也、若、氣差 午正已後、則
直自加時刻并八分充累加、而、至正午」

四刻十四分也、午時中正前者、置四刻十
四分、以加時ヲ、減之、所殘、或四、或三、或二、或」

一也、午時中正後ノ時者、置テ加時刻分、加ル四
刻十四分ニ也、若、午時中加減ナラスハ、刻数ヲ不ル」

成ラ也、直ニ以定数ヲ、冬至之已前、加減シ、定ル也、
氣差、減之、不足成八、以少減多ニ不及、無氣差トスル、只刻差ヲ可求也」

〔六表〕

求刻差加減定数 十二段」

〔頭注〕

刻差八氣差ノコトク也、
加時正前ナラハ八刻二十八分ヲ置、加時ヲ以減ス
残ヲ以テ加時刻数ニ正後ナラハ
午正ノ刻分ヨリ加時

自午正刻分、距ル加時之刻数、以此ヲ、為法、
委細
術、見」

氣差之、
中 也、
以此ヲ、乘ス其朔ノ入刻之刻差ヲ、
刻差小分、
相從乘之、」

〔傍注〕 但是八秒ノ事也、五十以上八収」之有ノヨシ

或八五十已上、収一、乘之、刻差ハ、
見ヨ本終立成第十五卷ノ、
以所得、為刻差」

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

定数ト、冬至ノ后チ、蝕甚、在午正以前ニ時之陰

〔曆〕者ハ、号ス減定数ト、陽曆者ハ、号ス加定数ト、在

ニ時之陰曆者、号加定数ト、陽

〔六裏〕

曆ハ、号減定数ト、夏至後チ、蝕甚、午正以前之

陰曆者、号加定数、陽曆者、号ス減定数ト、午正

以後之陰曆者、号減定数ト、陽曆者、号ス加

定数ト、案ニ終ヲ自立冬ノ初日、至大寒ノ終日者、有術、所謂、立冬空、小雪十七、大雪

卅四、冬至五十一、小寒卅四、大雪十七、各、為ス其氣、初日ノ重刻差ト、各、計リ人氣日数ヲ、毎日累加一秒

二、但、秒滿十五ニ者、収一、以テ加時ノ、距テ午正之刻数ニ、乗シ之、置刻差定数ヲ、加時、在午正ニ、以テ而者陰曆、加

シテ、陽曆減之、此術雖出本終ニ、今世、不用シ之、唯依現説ニ、可取シ之

〔七表〕

求蝕差 十三段

附、新術、加時可求、氣差、刻差定数、尤可天慶、況、陽曆定法之時之、尤付新加時可求、合差

*終宣明曆の經文をいう

*本終右に同じ

桃山学院大学人間科学 No. 34

辺、但本術、与新術、強不遠、二分ヲト異、只用
本經玄備、相違之時、可新法也、是且、為之不失」
本經也、況、本經用失者、世強不諱之、
用別術無失者、人猶難之故也、**氣差、刻**

差、両定数、同名相従、異名相消、
氣差定数、刻
差定数

其名、共加共減ヲハ、両数相加テ、謂同名相従ト也、
若其名、一ハ加一ハ減シテ、不ハ同、以少減多、謂異名相消也、

所得ル、為蝕差加減定数ト、
凡両定数共ニ、加数、相加
及相減之時キ、加数残者、

〔七裏〕

号、蝕差加定数ト、若共、減数相加テ及テ相
減之時ニ、減数残者、号ス蝕差減定数ト、

求去交前後定分 十四段

置テ去交前後分ノ、
月行人陰陽之、与
時着之上、問ニ在之、雖有ト秒、

不用之也、若シ、蝕差加定数者、加之ヲ、減定数

ナラハ者、減之ヲ、以テ所ヲ得、為去交前後天定分ト、
口伝曰、
去交前

后定分統法已上ハ、不蝕、但
案スルニ其經ヲ、八千七百已上ハ、無日蝕耳、若、減之時、去

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

交前後分、自蝕差少者、反以去交前後分、

カエツテ

〔八表〕

減蝕差ヲ、如此之時者、陰曆變テ、為ス陽曆ト、陽

曆變テ、為ス陰曆ト、亦タ前定分變テ、為後定分ト、後

定分變テ、為前定分ト、此說、雖陰曆ト、返テ入ハ陽曆ニ
者、無蝕、雖陽曆ト、返テ入ハ陰

曆ニ者、有蝕也、陽曆、雖不ト變、
陰曆、猶在リ正現之例、

求日蝕分限 十五段

置去交前後定分、若、陽曆ノ蝕限、二千六百四

十已上者、為ス陰曆蝕ト、私曰、陰曆ノ蝕限之時、去交
分、四百四已下者、理可

〔八裏〕

論皆既キ、但如此之時、置テ一分ノ取テ一分ノ解テ四百四ニ以
定分ヲ減之、残ヲ為ス少分ト、仍、為ス十四分余之蝕ト、俗々、月

蝕、宣明曆ニ無皆既法々、依之也、但十四分之時、
小分甚多ク、不及定法ニ事、不シハ幾程者、可及皆既ニ也、

普通所算、定十四分之蝕者、皆十三分余也、以簡
減十五ハ不解、減不尽ノ云故也、等私ノ故実也、

桃山学院大学人間科学 No. 34

即、減シ陽曆蝕限、二千六百四十ヲ、以其残ヲ、以テ陰曆定法」

四百四ヲ、除之、以商減ス十五ヲ、私更ニ置十五ヲ、右ノ以商ヲ減ス、亦ノ不尽ヲ不動、大分、一ヲ

残ヲ為大分ト、不尽ヲ為小分ト、私云、解大」

解テ四百四ニ、前ノ不尽ヲ減ス、分一於四百四ニ、以不尽ヲ減之、残ヲ為小分ト、或説曰、二百ニ已上ヲ為半強ト、以下ハ為一ト半弱ト云々、為一ト小分ト而」

〔九表〕

定大分ヲ、半強半弱、尤為興義也、若、去交定分、陽曆ノ蝕限」

已下者、為陽曆ノ蝕ト、直ニ以陽曆定法、百七」

十六ヲ、除之、以商ヲ為大分ト、不尽為小分ト、或説、如前」

以商減十五ヲ、残ヲ為大分ト、以不尽、解テ大分一於百七十六ニ、減之、残ヲ為小分ト、此説違經意カ」

若、命シテ大分ニ、以十五ヲ、為限、小分、各其半法」

已上者、為半強ト、半法以下者、為半弱、口伝云々」

日蝕二分以下ハ、不注、而、俗、引テ付天ノ一分已下ハ、不注、且、陰陽博士宗憲ノ説云、是月蝕文也、非ハ日蝕」

〔九裏〕

之義ニ、仍符天云、去交十三度已上ハ、雖入蝕ト、不見蝕云、此亦、去交十三度已上者、当二分已下也、」

* 陰陽博士宗憲 賀茂氏、光荣より数えて五代目にあたる平安末期の曆算家

* 符天曆 唐の術者曹士蔭が編纂した曆法書正しくは『七曜符天曆』という。平安末期に日本にもたらされ、個人の運勢を占う宿曜師によって盛んに用いられた

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

大曆如、亦云ク、若、陽曆二千六百四十以下
此文、之時者、直ニ、以テ陽曆ノ定法、百七
十六ヲ、除之、如之ノ時ハ、以テ簡不減十五、直ニ、商ヲ為「ス分
限也、若、去交前后分、四百四以下ニシテ、四百四ヲ以テモ、
不除セ、又、百七十六ヲ以テモ不除、者、為「皆既ト、
亦、新秘術之義、今能クアタレリ、」

求汎用刻率 十六段

置テ所ノ蝕スル之大分ノ、半強者、亦加一分、以十八ヲ、乘之ヲ、

以十五ヲ、除之、商ヲ為刻ト、不尽ヲ、以刻法八十四ヲ、乘ス之ヲ、

〔十表〕

以十五ヲ、除之、為分ト、不尽半法、所得、為汎用刻率、及

求定用刻率 十七段

置テ汎用刻率、副之、置兩位也、刻ラ下ニ置、分ヲ、下位ヲ

通分内子、以八十四ヲ、乘シメ下位ノ、刻數ヲ、而加分ニ也、以其朔入曆損益

桃山学院大学人間科学 No. 34

率ト、見ヨ立、乘之、以テ統法ヲ、除之、
不尽半法已上、収一、亦其朔入曆、七月十四日

之時、入曆、小余初数已下者、以初率、乘之、以初数、除之、以商、開シテ者、損減益八加、若、乘シテ者、損八加、益八減ス
初数已上者、以末率、乘之、以、其副之位、
未数ヲ、除之、以商、随朏加減ニ 之位所置
之汎用刻

〔欄外書き込み〕 私云、右置所ノ汎用刻ヲ置加減スル也

〔十裏〕

之未分ニ加減、十、朏ニシテ損者、減シ、益ナラハ者、加、若シ朏ニシテ而損ナラハ者、
分々ニ加減スル也

加、益ナラハ者、減ス、
各加之、其分、盈ハ八十四ニ者、加刻、若減之、不足ナラハ者、解刻 所ヲ得、為

定用刻率ト、
私曰、朏朏之、合ハ、其朔、新作ノ入曆、乘開ト、立成第一卷、日ノ乘開ト見合、加減

求半定用刻率 十八段

置定用刻率、
ナカハニス 半之ヲ、
以二、可除也、若、一刻残者、解キ八十四ニ、加分ニ、可除之、

分ニ残者、退除、得半ヲ也、 而、為半定用刻率ト、

* 朏じど(朔に東に出る月。ついたちつき)
* 朏ちよう(晦に西に見える月。みそかつき)

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

求虧初 十九段

〔十二表〕

置キ加時辰刻分、減半定用刻率ヲ以、而、刻

残者、八十四加分、 $\frac{1}{2}$ 也、分、一残者、半而得半、為虧初辰刻分、

若、加時刻分少者、退一辰、解於八刻八分、減之、亦分少者、解刻

求復末 二十段

置加時辰刻分、加半定用刻率、為復末、

辰刻分、若、盈タ辰數八刻并八分、進メ辰數、亦、分盈八八十四、加刻也

推日蝕方起 二十一一段

〔十二裏〕

月在陰曆、起西南ヨリ、甚シ於正南、復於

東北、月在陽曆、初起西南、甚於正南、復

桃山学院大学人間科学 No. 34

於東南_ニ 其蝕、十二分以上者、皆起_ル正西_ニ、復_ス於正東_ニ、

愚案、当曆終、不載陽曆、蝕術所謂陽曆者、陰曆者、猶可同陰曆之術、而、今日、蝕所起、論陽曆知、当經並文、雖不載陽曆、蝕與義、猶可陽曆也、依之、梭、交道之内、測目、月之分量、自得陽曆、蝕之虧限、是当之秘術也、

日蝕之卷 終

〔十二表〕

宣明曆月蝕記

求入交汎日 如日 一段

置新天正十一月朔入交汎日、及_ヒ余秒、加_エ交

望、大十四小余六千四百二十八秒五千_ヲ、若、終日_ニ

盈_八大_二二十七_小余千七百八十二秒六千五百十二_ニ者、

〔十二裏〕

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

減之、為_二每月望入交汎日及余秒、凡、加減之時、或

滿法、或不足法者、各加解、如常、又愚、案、天正十一月、望入交汎、如此、可求之、而

次々望者、置天正望入交汎加交朔二小余二千六百七十四秒三千四百八十八、

若、盈終日者、去之、并加解如常、而、即大余、

空、十二、十三、十四、廿六、廿七等、可求蝕_レ、私曰、(云ノ)大余二

之時者、不求之、但小余十已下者、求可見之

求入交常日 如日 二段

〔十三表〕

置_二入交汎小余、以_テ其望、入氣朧胸之定数_ヲ、朧_ハ

減、朧_ハ加、而、為入交常日、及_レ其望、入氣朧胸

之定数_ニ、兆減、肉加、而、私曰、入氣朧胸ハ、立成第二卷ノ定数也

桃山学院大学人間科学 No. 34

求入交定日 如日 三段

置_キ其望、入曆新朓朏之数、以_テ交率二百二_ノヲ、

乘_レ之、以_レ交数二千五百七十三、除_レ之、不尽半法、千二百八

十七已、上、取置_キ入交常日ノ小余ヲ、以_テ今ノ商ヲ、乘_ハ減_レ、

〔十三裏〕

関_ハ加_ハ、入曆新作ノ、乘関也而_レ為_レ入交定日及余秒、加解、同前

求月行入陰陽曆 四段

〔傍注〕 大余二

其、望入交定日、及_レ余秒ニ、若、中日、十三、小五千

九十一秒三千二百五十六已下者、為_レ月行入陽

曆ト、若、以上者、中日、及_レ余秒ニ、減_レ之、以_レ残_レヲ、為_レス

月行入陰曆ト、若、小余秒不足者、各解法、如常

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

求入蝕限交前後分 五段

〔十四表〕

其、月行、入陰陽曆定日、及余秒、月行人陰陽曆用

若、前准、大_{三十二}、小余四千五百五十四秒千五百

十二以上、与、後准、大_{三十一}、小余千三百三十七秒

千七百四十四已下者、為入蝕限、其望者、不

共_三蝕_ヲ、即、入蝕限、若、後准以下者、直_ニ、為_ス交後

分_ト、若、前准以上者、置_キ中日及余秒_ヲ、以蝕

限_ノ、減_ス之、以殘、為交前分_ト、小余秒不足者、解_レ法_ヲ、如常、又蝕限、更_ニ無_レ過_ニ

〔十四裏〕

中日之例也、秒不足者、解_レ之、半_日上、吸_一、若有_テ大余者、通_之、加_小

余_ニ、不_レ令_ルコト有_レ大余、或説云、去_レ交分、過_レ統法_ニ者、無_レ蝕_{云々}、其例多歟、算道_ニ執_レ之_ヲ

求蝕甚加時 六段

桃山学院大学人間科学 No. 34

置定望小余、在見行算ニ、見合算也、以辰法七百ヲ、除之、若定望小

余七百以下者、以字ヲ、為加時、而求刻分也、商ヲ為辰数ト、置不尽ノ、以刻法

八十四ヲ、除之、若、除之、不足者、初刻、只得分耳、商ヲ為刻数ト、不尽為分ト、

更加四刻十四分ヲ、若、滿八八刻并八分ニ、減之ヲ、加、辰数ニ、又、分滿刻法ニ者、加刻、即命テ

〔十五表〕

曆数ニ、自子起、算外、為加時辰刻分ト、一丑時、乃至十八戌時等也

求月蝕分限 七段

置去交前後分ヲ、若、二千百四十七以下者、為

皆既ト、若、已上者、以テ去交前後分ノ、減ス九千七

百三十七ヲ、後准ニ通、是也、置残ヲ、以テ五百六ヲ、除之ヲ、商ヲ、為ス大

分ト、不尽、為小分ト、即、命大分ニ、以十五ヲ、為

限ト、又、其小分半法、二百五十三以上、為半強ト

*見行算、宣明曆見行草のこと、二冊、東京理科大蔵の上巻のみの版本あり

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

〔十五裏〕

半法以下ハ、為半弱ト、
口伝云、月蝕一分以下、不注、見符天曆

求汎用刻率 八段

置^キ所ノ蝕^ス之^ノ大分^ノ、
皆既者、置十五、小分半強者、取以^レ廿^ヲ、乘^レ之[、]以^レ十五^ヲ、除^之、商^ヲ為^レ刻^ト、不^レ尽^ノ為^レ分^ト、
間中、不注之、雖在裏說、今說、不レ用皆既之時者、汎用刻率也、

求定用刻率 九段

置汎用刻率ト、副^之、
上下、置也下位通分内子、
置テ刻、以八

〔十六表〕

十四ヲ乘之、后加分也、無分者、不加也、分者率也置所得、以其望、
入曆、損益ノ率、乘之、
率者、見、立成中以テ統法八千四百ヲ、

桃山学院大学人間科学 No. 34

〔傍注〕

商ヲ分トス

除之、

不尽、半法已上、収一、其望、入曆七日、十四日、而、其小余、初数已下之時者、以初率、乘之、以初数、

除之、若、以上之時者、以末率、乘之、以末数、除之、皆以商、加減ス之、所得、商滿刻法三者、刻、加於一也、

依其望入曆、

関者ナラハ、上位之分、

損減、益加テ、其副

分、

朮者ナラハ、損加、益減、其副分、

若、加減之分、盈八刻法三者、収一、分

不足者、此所ヲ得、為一定用刻率ト、

私曰、其入曆、下位、關シテ、上位、益ナラハ

〔十六裏〕

損ナラハ、減也、入曆下位、兆ニ而シテ、上位益ナラハ、減、損ナラハ、加之、右汎用刻ヲ置、加減スヘシ

求半定用刻率 十段

置定用刻率、半ニス之、

以レ、除之、若、一残者、解八十、四、加分、除之、分一残者、退テ

除得、所得、為半定用刻率、

求虧初 十一段

翻刻『周易八卦最極表抄』『宣明曆交蝕私記』

置加時辰刻分、以半定用刻率、減之、而為
虧初ト、加時刻不足者、退辰數、解八刻并
八分、又分不足、解一刻八十四、減之也
〔十七表〕

求復末 十二段

置加時辰刻分、加半定用刻率、為復末ト、

若、刻盈八八刻并八分、減之、加辰數、盈分八十四、
者、刻、各令辰刻分、私曰、加時、卯而退之者、虧

初寅也、若不加入刻并八分、
被減者、虧初、其加時之刻、内也

推月蝕所起方 十三段

月在陰曆、則、初起東南、甚於正南、復於

西南、月在陽曆、則、初起東北、甚於正北、其蝕

〔十七裏〕

十二分已上者、皆起正東、復正西、
私曰、半定用
刻率、不過十刻

八十三分者也、私曰、若加之、見之、盈八八刻并八分
者、去之、得復末、事、自加時者、下一時也、尚其殘

桃山学院大学人間科学 No. 34

盈八刻并八分二者、又去之、復未、自加時、下二時也、
兩度得、去之、不越兩時也、然則、加半定用刻率、
見之、不滿八刻并八分者、復未、即其加時
之刻之内也、能々可沙汰也、

宣明曆交蝕私記

三卷之内

臨時日蝕

田融治

貞元元年丙子六月廿三日同月廿六日

臨時月蝕

清和治

二月六日

〔十八表〕

同月蝕

〔以下欠脱〕

同

後朱雀

長

〔以下欠脱〕

鳥羽院治

永久三年

〔以下欠脱〕

寛永十一年甲戌七甲〔以下欠脱〕